

岐学組情報



号外

編集責任者 高橋 篤
発行 岐阜県学校職員組合
〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南1-11-12
水産会館3F
TEL/FAX 058-272-1109
HP <http://www.gifu-gsk.jp/>
Email: gsk2@he.mirai.ne.jp

人事委員会が給与引上げ勧告

月例給，特別給とも **5年連続引上げ**は，
53年ぶり！

10月12日（金）岐阜県人事委員会は，議長及び知事に対して平成30年度の勧告を行った。後日，県教委より高橋委員長が提示を受ける予定である。12月または3月の県議会で議決されれば，決定となる。議決に向け要望を続ける。

1. 給与勧告について

(1) 月例給

給料	はねかえり	計
562円	14円	576円 (0.16%)

「はねかえり」とは，地域手当のように，給料等の一定割合で手当額が定められているために，給料等の改定に伴い手当額が増減する分を言う。

○全ての給料表水準を引き上げ（再任用者も同様 給料は400円引上げ）。

平均改定率0.16%（29年度より増）。

※（参考）行政職給料表・・・教育職給料表も行政職との均衡を考慮して引上げる。

○太卒直採初任給を1,600円引上げる（29年度より500円増）。

良好に昇給すると採用後3年で，1,300円引上げ。

(2) 期末・勤勉手当

○0.05か月分引上げる。

30年度分は12月の勤勉手当に配分する。

2. 公務運営の改善（報告の骨子に記述された中から一部掲載）

- 引き続き女性職員が十分に力を発揮できる適材適所の人事管理を推進することが必要。
- 所属で職員を育成する職場風土を醸成しながら，組織全体で若手職員の育成に取り組む必要。
- 定年の引上げに向け**，人事院の意見申出を受けた国の今後の動向を注視するとともに，他の都道府県の動向や民間企業の状況等を踏まえながら，様々な課題について検討していく必要。

わくわくしながら、元気に、働きがいを感じて、岐阜県の教員として勤務し続けよう